年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

関東(新潟)厚生年金 事案 7936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和 45 年4月1日付けでA社本社から、同社のB工場に異動になったが、厚生年金保険の記録では、45 年3月 31 日に本社で資格喪失し、同年4月1日にB工場で資格取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答等から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 45 年4月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の資格喪失日が昭和45年3月31日と記入されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管していることから、

申立てどおりの届出は行っていないが、本来なら同年4月1日を資格喪失日として届け出るべきものであったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 7937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和 45 年4月1日付けでA社本社から、同社のB工場に異動になったが、厚生年金保険の記録では、45 年3月 31 日に本社で資格喪失し、同年4月1日にB工場で資格取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答等から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 45 年4月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の資格喪失日が昭和45年3月31日と記入されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管していることから、

申立てどおりの届出は行っていないが、本来なら同年4月1日を資格喪失日として届け出るべきものであったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 7938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和 45 年4月1日付けでA社本社から、同社のB工場に異動になったが、厚生年金保険の記録では、45 年3月 31 日に本社で資格喪失し、同年4月1日にB工場で資格取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答等から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 45 年4月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 45 年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当 である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の資格喪失日が昭和45年3月31日と記入されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管していることから、

申立てどおりの届出は行っていないが、本来なら同年4月1日を資格喪失日として届け出るべきものであったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 7939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和 45 年4月1日付けでA社本社から、同社のB工場に異動になったが、厚生年金保険の記録では、45 年3月 31 日に本社で資格喪失し、同年4月1日にB工場で資格取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答等から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 45 年4月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の資格喪失日が昭和45年3月31日と記入されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管していることから、

申立てどおりの届出は行っていないが、本来なら同年4月1日を資格喪失日として届け出るべきものであったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 7940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 4 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和 45 年4月1日付けでA社本社から、同社のB工場に異動になったが、厚生年金保険の記録では、45 年3月 31 日に本社で資格喪失し、同年4月1日にB工場で資格取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、雇用保険の加入記録及び同社の回答等から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 45 年4月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の資格喪失日が昭和45年3月31日と記入されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管していることから、

申立てどおりの届出は行っていないが、本来なら同年4月1日を資格喪失日として届け出るべきものであったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 7941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 6 万8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和 45 年4月1日付けでA社本社から、同社のB工場に異動になったが、厚生年金保険の記録では、45 年3月 31 日に本社で資格喪失し、同年4月1日にB工場で資格取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答等から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 45 年4月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の資格喪失日が昭和45年3月31日と記入されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管していることから、

申立てどおりの届出は行っていないが、本来なら同年4月1日を資格喪失日として届け出るべきものであったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年2月は28万円、同年3月は26万円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が、平成7年1月30日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められ、B社の事業主は、同年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、B社の事業主は、申立人が主張する平成7年6月1日に申立人が 厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当 時)に行ったことが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険 被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月30日から同年4月1日まで

② 平成7年5月21日から同年6月1日まで

申立期間①については、A社かB社で勤務しており、申立期間②については、平成7年6月にB社を退職している。

しかし、厚生労働省の記録によれば、申立事業所においていずれも申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

納得できないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、雇用保険の加入記録(A社の離職日は平成7年2月28日、B社の資格取得日は同年3月1日)から判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は平成7年4月1日付け(記録訂正後の現在は、同年3月1日)で厚生年金保険の適用事業所となっており、同年3月1日から同年3月31日の期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないが、商業登記簿によれば、同社は昭和63年4月18日に設立されており、当該期間も現存し法人格を有していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成7年1月のオンライン記録及び申立人のB社に係る同年4月のオンライン記録から、同年2月は28万円、同年3月は26万円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が、申立期間①のうち平成7年2月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ないとともに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、B社の事業主が、申立期間①のうち平成7年3月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無いものの、当該期間において、同社は適用事業所としての要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間②においてB社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における資格喪失日は、 当初、平成7年6月1日と記録されていたが、8年4月8日付けで当該記録が取り消され、7年5月21日に訂正されていることが確認できる。

また、平成8年当時にB社で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の 供述によれば、同社には社会保険料の滞納があったことがうかがわれる。 これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格 喪失日を遡って訂正する合理的な理由は見当たらず、当該訂正処理は有効 なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、 訂正前のオンライン記録から、平成7年6月1日とすることが必要である。 また、申立期間②の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録 から、26万円とすることが妥当である。

関東(茨城)厚生年金 事案 7946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和 41 年 9 月 1 日)及び資格取得日(44 年 7 月 1 日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 41 年 9 月は 3 万円、同年 10 月から 42 年 2 月までは 3 万 3,000 円、同年 3 月から 43 年 5 月までは 3 万 9,000 円、同年 6 月から 44 年 5 月までは 4 万 5,000 円、同年 6 月は 5 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から44年7月1日まで

昭和39年12月1日から定年になった平成6年4月1日までA社に勤務していたが、昭和41年9月1日から44年7月1日までの厚生年金保険の記録が無い。

この間、船に乗っていた期間はあるが、継続して同社に勤めており、 厚生年金保険の期間が途切れることは無いと思う。厚生年金保険料を控 除されていた資料等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険 者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において昭和41年1月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に被保険者資格を 喪失後、44年7月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、 申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及びB社から提

出された社内住所録の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記社内住所録によると、申立人は、昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 6 月 30 日までA社C駐在事務所に勤務していたことが確認できるところ、申立期間に申立人と同様に同社C駐在事務所に勤務していた複数の同僚は、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、B社の事業主は、海外駐在員の厚生年金保険料の控除について、 国内勤務者と同様に控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和41年8月の記録、同年10月の定時決定の記録及び申立人と同年に入社し、42年9月に申立人より1年遅れてC駐在事務所に赴任したことが認められる同僚の上記被保険者名簿の記録から、41年9月は3万円、同年10月から42年2月までは3万3,000円、同年3月から43年5月までは3万9,000円、同年6月から44年5月までは4万5,000円、同年6月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は「資料が残っておらず不明。」としているが、事業主から申立人 に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、 社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業 主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ってお り、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和41年9月から44年6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納 入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合 又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 7949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年 10 月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで 厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9 月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1 日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることがで きず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことか ら、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年12月1日、資格喪失日が23年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月24日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年1月24日から同年2月1日まで 平成19年12月1日から23年1月31日までの期間、 A社に勤務し、 給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間については、年 金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているので、 給与支払明細書及び23年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、厚 生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年12月1日、 資格喪失日が23年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月24日から 同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年 金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る給与支払明細書及 び平成23年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、A社に同年1月31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を年金事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る平成 23 年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、30万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

A社において、平成 15 年7月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人の申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳の写し、A社から提出された健康保険被保険者標準賞与決定通知書及びD健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の普通・ 貯蓄預金補助元帳の写し、健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び健康 保険被保険者賞与支払届により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除 額から、30万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、32 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

A社において、平成 15 年7月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険被保険者標準賞与決定通知書及びB健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び健康保険被保険者賞与支払届で確認できる賞与額から、32万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行った か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことか ら、行ったとは認められない。

関東(新潟)国民年金 事案 5255

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から 10 年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は大学生だったので、私の母がA市役所B支所(現在は、A市C区役所D出張所)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請手続も行った。申立期間の前後の期間は保険料の免除期間となっており、申立期間についても間違いなく同支所で免除申請手続を行っている。申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間が国民年金保険料の免除期間となっており、申立期間の1年間のみ、免除申請手続を忘れることはないとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び免除申請手続に関与しておらず、免除申請手続を行ったとするその母は、申立期間を含む前後の期間が申請免除期間と承認されるためには3回の手続が必要となるところ、免除申請手続に2回までは行った記憶があるが、3回行ったかは覚えていないとしており、申立期間に係る免除申請手続の状況が不明である。

また、平成9年1月には、基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料の免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに保険料の免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年11月1日まで 年金事務所からの連絡により、申立期間の標準報酬月額が53万円で はないことが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち平成4年4月から6年4月までの標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同年4月14日付けで4年及び5年の定時決定の記録を取り消し、遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該減額訂正により平成4年11月から6年4月までの標準報酬月額は30万円、同年5月から同年10月までの標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(6年11月30日)の後の同年12月2日付けで5年の定時決定及び6年5月の随時改定の記録を取り消し、遡って8万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間及び当該減額訂正当時において、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、同社の社会保険の手続については、経理のパート及び当該パートにアドバイスをする者が担当だったとしているものの、当該二人からは同社に係る社会保険料の滞納がある旨の報告を受け、その対応として提示された申立人自身の報酬月額の減額について、明確ではないが記憶している。

また、当該減額訂正処理について、破産管財人等の第三者の関与もうか

がえない上、先の地位及び役割上の事情も勘案すると、申立人の標準報酬 月額の減額処理について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考 え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月1日から16年1月21日まで

私は申立期間当時、A社B支店の代表者で、社会保険関係の届出及び保険料納付の責任者であり、月額 50 万円の役員報酬を得ていたが、国 (厚生労働省)の年金記録では申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされている。

当時は会社の資金繰りに窮していたことは事実で、会社の社会保険料の納付も遅れがちであったことから、社会保険事務所(当時)で、やむを得ず代表者である自身の標準報酬月額を1等級(当時)10万円(実報酬であり、コンピュータ記録上は、9万8,000円)の月額で届書に書き込み提出したことを記憶している。

実際には50万円の役員報酬を得ており、標準報酬月額50万円の厚生年金保険料も控除していたため、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円から50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B支店における申立期間に係る標準報酬月額は、当初 50 万円と記録されていたところ、平成 15 年 6 月 16 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時同社の給与計算を行っていた税務会計事務所が保管 していた申立人の賃金台帳によると、申立期間の給与支給額は 50 万円で あり、標準報酬月額 50 万円相当の厚生年金保険料が控除されていること が確認できる。

しかしながら、商業登記簿上の本社であるA社の事業主によると、申立

人は同社B支店の代表者であり、本店から独立してB支店の経営を行い、 社会保険関係に関する届出、給与支払、給与からの保険料控除及び保険料 納付に関しての責任者であったとしている。

また、申立人は、A社B支店が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所が保管していた滞納処分票から、申立人の標準報酬月額が訂正された平成 15 年 6 月時点で、同社が滞納保険料を有しており、申立人が当該保険料に係る納付について社会保険事務所との対応を行っていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時に会社の業務を執行する責任者であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しておきながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

関東(茨城)厚生年金 事案 7945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から42年3月13日まで 私の夫は、申立期間にA区B地区のC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと聞いている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするC社は、昭和31年11月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同年11月10日から42年3月13日までの期間は適用事業所となっていないことが同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上、同名簿に申立人の被保険者記録は確認できない。

また、C社の事業主は既に死亡しており、当時の状況を照会することができない上、オンライン記録によると、同事業主は、申立期間のうち国民年金制度が発足した昭和35年10月以降は国民年金に加入(保険料の徴収は36年4月から開始)していることが確認できる。

さらに、申立人の妻が、申立期間当時にC社に勤務し同社の厚生年金保険の被保険者記録があると聞いたとする同僚には、同社における当該被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(茨城)厚生年金 事案 7947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月20日から39年4月2日まで 私は、昭和36年8月20日から39年4月2日まで、A区B地区*丁 目にあったC事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたが、被保険者 記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていた資料は無いが、保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が記憶しているA区B地区*丁目の同一の場所に、事業所名がD社とする事業所が確認できるところ、当該事業所の事業主及びその家族が申立人の記憶している申立期間当時の事業主及びその家族と氏名が同一であることなどから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社の事業主は「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と述べているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年6月1日であり、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D社の申立期間当時の事業主は同社が適用事業所となるまでの期間、国民年金に加入していることが認められる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から33年2月2日まで

② 昭和33年3月2日から34年6月5日まで

申立期間①について、私は昭和 29 年 3 月に中学を卒業し、同年 4 月 から昼は A 社に就職し、夜は B 高等学校(定時制)に通学していた。就職前に同社社長が私の家に来て、父に「会社は小さいが社会保険に入っているから安心です。」と話したことを記憶している。

申立期間②について、A社は入社2年ほどたった頃から、給料の支給が遅れ気味になったので、昭和 33 年3月に上記定時制高校を卒業と同時に退職し、その後、C社に就職した。見習期間は3か月ほどあったと思う。また、私は、34年4月21日に「D(資格)」の免許を取得したが、この費用は会社が出してくれた記憶がある。私の同社の厚生年金保険の加入歴は大変短いが、在職期間の短い者に会社が免許取得の費用を出すはずがなく、納得できない。

申立期間①及び②は、上記の理由から厚生年金保険被保険者期間であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和 29 年3月頃に、A社の社長から 同社は社会保険に加入しているとの説明を受け、同年4月から定時制高 校に通学しながら同社に勤務していたとしているところ、申立期間①当 時の同僚は申立人が 29 年4月頃から勤務していたことを記憶しており、 期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①頃同社に勤務してい たことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭

和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間 ①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に昭和 29 年4月から勤務していたとする同僚は、オンライン記録によると、申立人と同日である 33 年7月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、同社は最初の頃は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、申立期間①に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、A社は平成6年5月27日に解散しており、事業主とも連絡が取れないことから、申立人の勤務状況及び給与からの保険料控除については不明である。

2 申立期間②について、申立人は定時制高校卒業後の昭和 33 年 3 月 2 日にC社に就職して、34 年 4 月 21 日に同社から費用を出してもらい「D(資格)」の免許を取得したとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は申立期間②のうち、昭和33年7月1日から34年2月1日までA社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立期間②当時にC社において在籍が確認できる複数の同僚に 照会を行ったところ、申立人を覚えているとする供述は得られなかった 上、回答のあった同僚の一人は、「同社では入社後見習期間があり、見 習終了後に厚生年金保険及び健康保険に加入した。」と供述している。

さらに、申立期間②に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、 C社は平成元年 12 月 3 日に解散しており、事業主は既に他界している ことから、申立人の勤務状況及び給与からの保険料控除については不明 である。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 32 年 9 月 4 日から 34 年 6 月 4 日までの期間を確認したが申立人の名前は見当たらず、健保証番号の欠番も無い。

3 このほか、両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無 い。

また、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(群馬)厚生年金 事案 7951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から37年5月4日まで 父は、A社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保 険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の三男が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の三男が提出した申立人の交通事故を報道する新聞記事から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、昭和 37 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当該被保険者名簿により、昭和 37 年4月1日付けで5人の資格取得者名を確認できるが、その中に申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番は無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、その後同年7月1日付けで 11 人の資格取得者名を確認できるものの、健康保険証の番号は、前記5人に続いて連番であり、欠番も無い。

さらに、当時の事業所工場長、同次長及び申立人と同時期に勤務していたとする同僚は、申立期間においてはA社に係る厚生年金保険の被保険者となっておらず、昭和 37 年7月1日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の同僚に照会し、回答のあった同僚は、「申立人

は、正社員ではなく、B (職種)であったと思う。事業所は正社員でなければ厚生年金保険に加入させなかった。また、事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、申立人及び妻は、申立期間である昭和 36 年 2 月 9 日付けで、C 県 D市において、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる。

このほか、A社は昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も所在不明であり、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月1日から31年2月1日まで

② 昭和32年5月12日から34年1月1日まで

③ 昭和34年1月1日から同年8月1日まで

昭和30年10月にA社に入社し、33年12月末まで継続して勤務したのに、申立期間①及び②は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、B社に34年1月に入社したのに、申立期間③は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間①から③までについて、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保管する履歴書の控えには、申立人が申立期間①及び②において、A社に勤務していた旨の記載が確認できる。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間①及び②における勤務実態や厚生年金の届出等について資料を保存しておらず不明であるとしており、当該期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立期間①及び②のいずれかに被保険者記録のある複数の同僚に、入社時期について照会したところ、入社日の約3か月後に資格取得している者が確認できることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに社会保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間②に被保険者資格を取得している複数の同僚に、申立人の申立内容に関して照会したところ、申立人を記憶している者がいないことから、申立人の当該期間の勤務実態や給与からの保険料控除に

ついて確認することができない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的 に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び② に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認 めることはできない。

2 申立人が保管する履歴書の控えには、申立人が申立期間③において、 B社に勤務していた旨の記載が確認できる。

しかしながら、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる事業主の連絡先も確認できないことから、申立人の申立期間③における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間以後に被保険者記録のある複数の同僚に、勤務期間と被保険者期間の差異について照会したところ、複数の同僚が一致していない旨の回答をしている上、申立人が入社時期を記憶している二人の同僚について、一人は申立人の記憶する入社時期の3か月後、もう一人は8か月後に資格取得していることが上記被保険者名簿により確認できることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに社会保険の加入手続を行っていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的 に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるこ とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: ① 平成5年9月1日から6年1月14日まで

② 平成6年4月21日から同年11月1日まで

保管する当時のメモによれば、A社に入社したのは平成5年9月1日であるのに、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、B社に入社したのは6年4月21日であるのに、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の保管するメモ及び事業主の供述により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立てどおりの届出を行ったかについては不明であるが、保管する資料により、申立人が平成5年度はパート社員であったことが確認できることから、申立期間①については、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶する二人の同僚のうち一人は、当該事業所での被保険者記録は確認できない上、もう一人は入社から6か月後に厚生年金保険に加入したとしている。

さらに、申立人の雇用保険の資格取得日はオンライン記録と一致している。

2 申立期間②については、申立人の保管するメモ及びB社が保管する給 与台帳により、申立人が当該期間に当該事業所に勤務していたことは推 認できる。

しかしながら、事業主は、「入社後数か月間は試用期間としていた。申立人の入社日は平成6年4月21日であるが、厚生年金保険に加入させたのは同年11月1日であり、申立期間②の給与から厚生年金保険料を控除していない。」としているところ、事業所が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により申立人の資格取得日が6年11月1日であることが確認できる上、上述の給与台帳により申立期間②の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を うかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的 に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び② に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認 めることはできない。